４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑧までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［略］ （※）令和８年11月２日時点において存続するもの ②　［略］ ③　防災庁（法第２条第８項第３号） ④　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第４号） ［略］ ⑤　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第１項） ・　［略］ ⑥　防災庁設置法（令和８年法律第61号）第15条の施設等機関で、政令で定めるもの（法第２条第８項第６号） ⑦　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第７号及び政令第３条第２項） ・　［略］ ⑧　会計検査院（法第２条第８項第８号） ⑵～⑹　［略］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第５号から第７号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第63条）。 ４－２　［略］ ５～11　［略］	４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［同左］ （※）令和８年10月30日時点において存続するもの ②　［同左］ ［新設］ ③　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第３号） ［略］ ④　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第４号及び政令第３条第１項） ・　［同左］ ［新設］ ⑤　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第２項） ・　［同左］ ⑥　会計検査院（法第２条第８項第６号） ⑵～⑹　［同左］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第63条）。 ４－２　［同左］ ５～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。